

	号外	定価 1部2円	私たちの声を集めた大型ハガキとともに前進回答を求め、最終局面・11月6日地公共闘・総務部長交渉へ臨む。	
	昭和34年4月1日	発行所 盛岡市内丸10番1号		No.2741
	第3種郵便物認可	岩手県庁12階 岩手県職員労働組合		2025年 11月4日

2025確定闘争④ ヤマ場 10.29地公共闘・人事課総括課長交渉 前進回答：年内差額支給「あらかじめ準備」

総決起集会・県庁座り込み
80人超が結集

通勤手当 距離区分詳細⇒次回総務部長から回答 既存区分の遡及⇒検討中とし明言せず

10月29日、岩手県地方公務員共闘会議（議長：佐藤 工 岩教組委員長）は、県公会堂2階26号室における80人余りでの総決起集会・県庁座り込み行動を背景に、ヤマ場となる畠山人事課総括課長と2度目の交渉を行った。交渉に当たり、組合員の切実な訴えが詰まった「知事あて大型ハガキ」1次集約分について、466枚・3,331筆を手交し、県人勧に係る条例課題を中心とする諸課題について、見解を質した。



畠山人事課総括課長（右）に
大型ハガキを手交

【交渉結果】①月例給・一時金に関し、「勧告の内容の実施に向けて、作業を進めていく」とする一方で「提案時期も含めた実施判断は、国家公務員給与の動向も踏まえた上で総合的に検討。国の状況を注視している」とした。交渉団から、確実な条例改正と年内差額支給を求め、「可能な限り年内の差額支給ができるよう、あらかじめ準備を進めている」との回答を引き出した。会計年度任用職員についても、「常勤職員と同様」と回答した。



交渉開始前、座り込み参加者に
決意表明する地公共闘交渉団

②通勤手当のうち、交通用具利用の既存距離区分に係る支給月額の上昇について、「限度額引き上げを来年1月からの実施と勧告されていること、通勤手当のこれまでの改定経緯も踏まえ検討している」とし、引き上げ額、改定時期ともに明言しなかった。交渉団から遡及実施を強く求め、「一定の方向性について、次回、総務部長から回答」となった。

（裏面に続く）

1 高齢層職員の処遇改善

(地公共闘) 職務や職責が変わっている認識がない中、給料のみが7割ないし6割に下がり、さらに、再任用に移行して一時金の水準まで大きく下がることは、納得性に欠ける。60歳以降の職員は、学校職場の例で言えば学級担任や〇〇主任等、一定の業務を担う場合には給料の減額対象から外す制度設計を考えるべき。

(人事課総括課長) 現行の60歳超職員の給与水準は、民間の高齢期雇用の実情を考慮し、当分の間の措置として設定したもの。将来的には所要の措置を順次講ずるものとされている。

2 諸手当改善(通勤手当・駐車場等料金の支給)

(地公共闘) 勧告・報告では手当額の算定方法、複数の駐車場利用の場合の取扱い、職員駐車場の取扱い、有料駐輪場の取扱い等、具体的な内容が示されておらず、個々の職員が受給する手当の額が判断できない。具体的内容を早急に示すべき。

(人事課総括課長) 国から制度の詳細が示されていない。国・他県の動向も踏まえながら検討していきたい。



回答する
畠山人事課総括課長

3 諸手当改善(特勤勤務手当に準ずる手当・宿日直手当)

(地公共闘) 前回交渉で、勧告尊重の考え方の下に検討するとのことであった。その後の検討状況はどうか。

(人事課総括課長) いずれの手当も、人事委員会勧告のとおり実施していく。

4 長時間労働の是正

(地公共闘) 欠員や長期休暇・休職職員を抱える状況下においては、業務量管理や平準化で対応しきれない。管理職が部下に対し人権上問題のある指導をするという事態も発生している。業務量に見合った適切な人員配置をするべき。

(人事課総括課長) 適正な勤務時間管理があって、初めて適切な人員配置ができる。全体の職員数は、行政需要や環境変化、県政の置かれている状況等から総合的に決定。

5 心身の健康・ハラスメント対策

(地公共闘) 特にハラスメントの行為者が幹部職員である場合等、庁内での相談自体が困難な場合も十分に想定される。外部の第三者の相談窓口の設置についても具体的に進めるべき。

(人事課総括課長) 労働基準監督権限を持つ人事委員会にも窓口を設置しているほか、メンタル不調等の健康相談にも応じられるよう、臨床心理士等の専門家と相談できる窓口を設置している。法令に違反する行為、又は違反する恐れがあるようなハラスメント行為については、公益通報窓口への通報対象となることから、外部窓口である弁護士へ通報することも可能。



県庁12階フロアに結集し、課題前進を求める組合員